最終更新日：2022年7月20日
大建工業株式会社
代表取締役　社長執行役員 億田　正則
問合せ先：06-6205-7146
証券コード：7905
https://www.daiken.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループ（以下、当社）は、グループ企業理念のもと、株主をはじめとする全てのステークホルダーにとっての企業価値の持続的な向上を目指してまいります。

当社は、効率が高く、健全で、透明性の高い経営が実現できるよう、経営体制や組織体制、内部統制システムを整備し、必要な施策を実施していくことをコーポレートガバナンスの基本的な考え方とし、最良のコーポレートガバナンスを実現することを目的として、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を策定し、その充実に継続的に取り組んでまいります。
＜コーポレートガバナンスに関する基本方針＞
https://www.daiken.jp/download/pdf/management/governance/basic_policy.pdf

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードに制定されている原則について、すべて実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則１－３】資本政策の基本的な方針
当社の資本政策は、資本コストを意識した上で自己資本当期純利益率(ROE)を重視した効率的な経営に努め、株主還元の充実と財務の健全性及び戦略的投資のバランスを最適化することで、企業価値の向上を図ることを基本としております。
また、株主還元方針としては、業績に連動した利益還元を目指しつつ、安定的な配当の維持に努めてまいります。 また、自己株式の取得につきましては、資本の状況、市場環境等を考慮した上で、総合的に判断してまいります。
株主資本につきましては、中長期的な成長と、それを支える強固な経営基盤の確立のために、生産・販売・施工体制の整備・強化や新規事業・海外事業の展開などに有効活用してまいります。

【原則１－４】政策保有株式に関する方針
投資目的以外で保有する株式（政策保有株式）については、業務提携、取引関係の維持・強化等により相応のシナジーの創出が見込まれる先を対象とすることを基本的な方針としており、保有の意義が十分でないと判断される株式については、順次売却いたします。
また、保有目的に沿った効果や合理性などを検証するため、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を定性、定量の両面から具体的に精査し、年1回のレビュー結果を取締役会に報告することで、その見直しを行っております。
議決権については、当社の企業価値の向上に資することを前提として、議決権を行使いたします。議決権行使の際は、定量的な基準で画一的に賛否を判断するのではなく、当社及び投資先企業の中長期的な企業価値向上の観点から総合的な判断を致します。
なお、政策保有株式の個々の保有の狙い・合理性に関する説明については、有価証券報告書（https://www.daiken.jp/company/ir/document/yukashoken/）にて記載しております。

【原則１－７】関連当事者間取引に関する手続き
当社グループ会社と当社役員個人及び近親者との直接取引については、会社及び株主共同の利益を害することがないよう、当社の「取締役規程」「執行役員規程」において、重要な取引又は定型的でない取引については取締役会の承認が必要である旨を定めております。
また、当社と主要株主との取引については、当該取引を行っている部門より、その取引の合理性等を取締役会に報告することとし、取締役会は、会社及び株主共同の利益を害することがないよう、複数の社外取締役による独立的、客観的な視点を入れ、監視を行います。
なお、関連当事者間取引における手続・手順等は、客観的な視点を重視する上でも、独立社外取締役が過半数を占めるガバナンス委員会にて、審議・勧告し、取締役会で決定しております。

【補充原則２－４－１】中核人材の登用等における多様性の確保
当社では、従業員が当社グループの一員であることを「幸せ」だと感じ、一人ひとりが持つ多様な価値観や能力をいかんなく発揮できる企業を目指して、「ダイバーシティ推進」「働き方改革」「人財育成」「健康経営」の観点から継続的に施策を展開しています。これら観点から継続的に施策を展開することにより好循環を生み出し、個人のパフォーマンス向上による人財価値の最大化、それによる企業価値の向上につなげることを企図しております。
＜多様性の確保についての考え方・自主的かつ測定可能な目標・状況＞
当社は、ステークホルダーの期待に応え、より社会に貢献できるよう、さまざまな個性や価値観を持った人財が能力をいかんなく発揮し、新たな価値を創造し続けられる企業を目指し、「DAIKENダイバーシティ推進方針」のもとダイバーシティ推進に注力しています。女性の採用比率50%を目標に設定し、性差のない採用・配属を目指すとともに、非正規社員から正社員への転換や派遣から直雇用への転換、中途採用や定年退職者の再雇用も積極的に進めています。
なお、事業分野の特性上、優先的な課題として管理職に占める女性比率の向上に取り組んでおり、中途採用者・外国人の登用に関する自主的かつ測定可能な目標の設定・開示については今後の課題として取り組んでまいります。
具体的な目標および取り組みに関してはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。

https://www.daiken.jp/company/csr/social/diversity.html
＜多様性の確保に向けた人材育成方針、社内環境整備方針、その状況＞
当社は、多様な価値観や能力をもつ個人のパフォーマンス向上による人財価値の最大化、それによる企業価値の向上のためには、自律型人財の育成が不可欠との考えのもと、様々な知識や技能の習得を目的とした研修を、年次や階層、職種別に体系立てて設定しております。中でも、多様性確保の観点から、女性リーダー育成プログラム、女性リーダー候補者研修や従業員に多様なキャリア検討を促す若手社員キャリアプラン研修などを設定しております。そして風土として定着させるため、部門長向けのダイバーシティ研修など、キーマンとなるマネジメント層への研修プログラムも用意しています。
また、多様な背景を持つ従業員の誰もが、やりがい、働きがいを持って働き続けることができるよう、役員をトップとする「働き方改革推進会議」のもと、柔軟な働き方の整備、仕事と生活の両立支援、労働時間適正化など、働き方改革を積極的に推進しております。
人財育成・社内環境整備（働き方改革）に関する方針・具体的な取り組みについては、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。
https://www.daiken.jp/company/csr/social/talent.html
https://www.daiken.jp/company/csr/social/working_reform.html

【原則2－6】企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮に関する取り組み
当社グループは、企業年金の積立金の運用にあたり、独立した組織「企業年金基金」（以下、基金）を設置しており、また、その運用状況のモニタリングのため、「年金資産運用委員会」（以下、運用委員会）を置いております。
運用面では、リスクを勘案しつつ必要とされる総合収益を長期的に確保することを目的に運用しており、中長期的観点から政策的資産割合を策定し、定期的に運用状況をモニタリングしております。
運用機関については、基金の意思決定は、従業員代表を含む代議員会とし、また、運用委員会は、人事、経理、財務各部門より当該機能の専門性を持った者で構成されております。これらにより、受益者保護及び専門性の観点から健全に年金資産の運用が出来る体制を構築しております。
また、基金は、委託先運用機関が当社グループのみならず投資先企業への議決権を行使する場合などにおいて、スチュワードシップコードを踏まえた委託先運用機関の判断を尊重することにより、企業年金の受益者と当社との利益相反の発生を回避しております。

【原則3－1】
(i) 企業理念・ビジョン・経営戦略等
当社はグループ企業理念、長期ビジョン及び中期経営計画を策定し、インターネット上の当社ウェブサイトに開示しております。
グループ企業理念（https://www.daiken.jp/company/management/principle.html）
DAIKEN地球環境ビジョン2050（https://www.daiken.jp/company/csr/environment/vision.html）
長期ビジョン『GP25』（https://www.daiken.jp/company/management/gp25.html）
中期経営計画『GP25 3rd Stage』（https://www.daiken.jp/company/management/mediumterm.html）

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
上記「1．基本的な考え方」に記載しております。

(iii) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員の報酬を決定するに当たっての方針と手続き
[方針]
当社の役員報酬制度は、基本方針を以下の通り定めております。
（1）グループ企業理念の実践に根差した報酬制度とします。
（2）長期ビジョン（GP25)及び中期経営計画を反映する設計であると同時に、短期的な志向への偏重を抑制し、中長期的な企業価値向上を動機づける報酬制度とします。
（3）報酬の水準と体系は、当社の将来を委ねるべき優秀な人財の確保に有効なものとします。
（4） 報酬決定の手続きは、株主・投資家や従業員をはじめとする全てのステークホルダーへの説明責任を果たせるよう、透明性・公正性・客観性を確保します。
[手続]
取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、報酬の総枠を株主総会で決定し、職責に基づき定める「役割報酬」と、会社業績及び担当分野への功績・成果に基づき定める「業績報酬」及び「自社株報酬」で構成しております。なお、報酬に関係する手続きについては、取締役会でその細則を定めております。
また、執行役員の報酬については、職責に基づき定める「役割報酬」と、会社業績及び担当分野への功績・成果に基づき定める「業績報酬」及び「自社株報酬」で構成しております。
取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員の報酬の決定においては、代表取締役会による検討案に対して、独立社外取締役が過半数を占めるガバナンス委員会において、審議・勧告し、その結果を踏まえて決定しております。

(iv) 取締役及び執行役員の指名方針と選解任の手続き
[方針]
取締役及び執行役員については、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」及び「取締役会としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する方針」に基づき、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している人物を指名することを方針としております。
[手続]
取締役候補者及び執行役員の指名においては、代表取締役による候補者の検討案に対して、独立社外取締役が過半数を占めるガバナンス委員会において、審議・勧告し、その結果を踏まえて取締役会で決議することとしております。なお、監査等委員である取締役の指名に関しては、取締役会の決議について監査等委員会の審議を行い、同意を得ることとしております。また、代表取締役の選解任については、ガバナンス委員会の審議・勧告を踏まえ、取締役会で決議することとしております。

(v) 取締役候補の指名を行う際の個々の選任・指名についての説明
取締役候補の個々の指名についての説明は、定時株主総会招集通知（https://www.daiken.jp/company/ir/stock/soukai.html）に記載しております。

【補充原則3－1－3】サステナビリティについての取り組み
＜サステナビリティについての取り組み＞
当社は、グループ企業理念のミッションとして「笑顔あふれる未来に貢献する」こと、ビジョンとして「豊かな社会と環境の調和」を掲げ、本理念の具現化策として、長期ビジョンや中期経営計画を策定しております。中でもESG観点で特に重要と考えられる領域・テーマに関しては、具体的な取り組みと目標を中期経営計画におけるESG目標として推進することにより、中長期的な企業価値の向上に取り組んでおります。経営トップが委員長を務めるサステナビリティ推進委員会において推進状況の確認等を行い、必要に応じて取締役会での報告、審議を行うことにより経営戦略・経営計画等に反映しております。

当社のサステナビリティに関する具体的な取り組みについては、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。
https://www.daiken.jp/company/csr/

＜人的資本や知的財産への投資等＞
当社は、中期経営計画「GP25 2nd Stage」において人財育成への積極的な投資方針を定め、「健康経営」方針のもと「働き方改革」「ダイバーシティ推進」「人財育成」「従業員への還元」に積極的に取り組んでおります。
具体的な取り組み内容については、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。
https://www.daiken.jp/company/csr/social/talent.html
https://www.daiken.jp/company/csr/social/working_reform.html
また、研究開発・知的財産への投資としては、中期経営計画「GP25 2nd Stage」において次世代の成長に向けた研究開発への積極的投資方針を定め、コアミッションとして掲げる、社会課題を主眼にした新技術開発とオープンイノベーションの積極的活用、また挑戦を称賛・支援する風土醸成による事業拡大及び新事業創出の推進に取り組んでおります。
各年度の具体的な研究開発活動については、当社有価証券報告書等にて公開しております。
https://www.daiken.jp/company/ir/document/yukashoken/

＜気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響＞
当社は、2021年10月に「DAIKEN地球環境ビジョン2050」を策定し、気候変動をはじめとする環境対応は、事業におけるリスクと機会につながる経営の重要課題の一つと位置付け、TCFD提言への賛同を表明しています。
気候変動に係るリスクや機会が自社に与える影響に関する対応については、TCFDの推奨開示項目に基づき、当社ウェブサイトにて開示しております。引き続きTCFD等の枠組みに基づき、リスクと機会、それに伴う財務影響などを分析し、対応策の立案や計画の策定、経営戦略への組み込みと情報開示の充実を進めてまいります。
当社のTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）への対応については、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。
https://www.daiken.jp/company/csr/environment/tcfd.html

【補充原則４－１－１】経営陣に対する委任の範囲
当社は、取締役会にて各取締役の業務執行の担当範囲を決定し、定時株主総会招集通知にて開示しております。
また、当社は、取締役会と経営陣との役割分担を明確にし、意思決定を迅速に行うために、執行役員制度を採用しており、その意思決定については、「取締役会規則」及び「決裁・権限規程」等に、審議・決裁する範囲・事項が明確に定められております。
なお、取締役会、取締役・執行役員の責務・役割については、本報告書の「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「２．業務執行、監査・監督、指名・報酬決定等の機能に係る事項」に記載しております。

【原則４－９】独立性判断基準
当社は、社外取締役が独立性を有すると判断する基準を定めており、本報告書の「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「１．機関構成・組織運営等に係る事項」の「独立役員関係」に記載しております。

【原則４－１０－１】指名・報酬に係る委員会構成の独立性に関する考え方・権限・役割等
指名・報酬に係る委員会構成の独立性に関する考え方・権限・役割等については、本報告書の「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「１．機関構成・組織運営等に係る事項」【任意の委員会】に記載しております。

【補充原則４－１１－１】取締役会としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する方針・スキル等の組み合わせ
当社では、現在9名の取締役（うち社外取締役が複数名）が就任しており、より実効性が高く、活発な議論を行うための規模として適切と考えております。
取締役候補者としては、性別、年齢、国籍等の区別をせず、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している人物を指名し、特に社外取締役（非業務執行取締役）には、会社経営、法律、会計、リスク管理等の専門知識を有する人物、業務執行取締役には、当社の事業領域や経営機能に関する経験・知識を始め、多様な視点を持ち、情熱をもって経営に当たれる人物を指名することで、取締役会としての知識・経験・能力のバランス及び多様性を確保いたします。また、社外取締役は、当社の独立性判断基準に基づき指名を行い、東京証券取引所に独立役員として届出いたします。
各取締役の有するスキル等に関しては、独立社外取締役が議長を務めると同時に過半数を占めるガバナンス委員会において評価し、当社の経営戦略・経営環境・事業特性を踏まえて整理したものを、取締役会にて確認しております。現体制に関するスキル・マトリックスは、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.daiken.jp/company/management/governance/）にて開示しております。

【補充原則４－１１－２】役員の兼任状況
当社役員の兼任状況は、定時株主総会招集通知の「会社役員の状況」にて記載しております。

【補充原則４－１１－３】取締役会全体の実行性の分析・評価
当社は、毎年、各取締役の自己評価などを参考にし、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要をインターネット上の当社ウェブサイト（https://www.daiken.jp/company/management/governance/）にて開示しております。

【補充原則４－１４－２】役員のトレーニング方針
社外取締役を含む取締役・執行役員の就任の際には、当社グループの財務状態、法令遵守、コーポレートガバナンス等に関する必要な知識の習得や、求められる役割と責務を十分に理解する機会の提供を行います。また、在任中の継続的な更新を目的とした個々の役割に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行います。
また、当社は社外取締役に対しては、当社グループの経営理念、事業内容、企業文化への理解を促すとともに、当社の経営戦略や課題等について報告会等を定期的に開催し、情報を十分に共有するための機会を設けます。

【原則５－１】株主との対話を促進するための体制整備・取り組みに関する方針
当社では、株主・投資家との能動的・建設的な対話により、中長期的な信頼関係の構築を目指すとともに、IRを持続的な企業価値向上につなげるため、以下の施策を方針として定めております。
（1）株主との対話に関する経営陣または取締役の指定
IRを経営上の最重要事項の一つと位置付け、経営トップが最高責任者として積極的に関与しております。また、IRを統括する担当の執行役員を選任し、一元的に活動を展開することにより、一貫性、継続性のあるものとするよう努めております。なお、活動の趣旨や対話の関心事を踏まえた必要性に応じ、社外取締役を含む取締役およびその他の執行役員等が積極的に活動へ関与いたします。
（2）社内部署の有機的な連携のための方策
業務分掌によりIR担当部門を定め、業務遂行に必要なスキルを有する人財等の経営資源や権限を確保するとともに、株主・投資家との建設的な対話促進のため、経営企画、財務、経理、総務、法務、広報、ＥＳＧを担当する部門等と常に連携が取れる体制を整え、取締役、執行役員等の株

主・投資家との対話を支援しております。
(3) 対話の充実に関する取り組み
株主・投資家に対しては、決算説明会を半期に1回開催し、説明資料等は、当社ウェブサイトに公表しております。また、必要に応じて個別の投資家との面談や株主への説明を実施しております。当社に対する理解の促進を図るため、財務情報にとどまらず、グループ企業理念、中長期の経営戦略、ＥＳＧに関する取り組み等、非財務情報を統合させたわかりやすい情報提供に努めております。経営戦略や経営計画の策定・公表にあたっては、資本コストを把握したうえで、収益計画、投資計画、資本政策の方針等を明示しております。また、開示書類のうち株主・投資家との対話の中で必要とされる情報については、英語での開示・提供に努めております。
※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、集合型決算説明会や対面による個別取材を自粛しております。
(4) 経営陣や取締役会に対するフィードバックのための方策
対話を通じて得られた株主・投資家からの意見・懸念等は、四半期毎にＩＲ担当役員より取締役会や業務執行の決定機関である執行常務会にフィードバックを行うとともに、示唆に富む意見・懸念等を経営に反映することにより、持続的な企業価値向上につなげるよう努めております。
(5) 対話に際してのインサイダー情報管理に関する方策
対話に際してのインサイダー情報の管理については、決算発表前の一定期間をサイレント期間として定め、対話内容の制限を行っております。また、株主・投資家との面談は、基本的に情報管理において十分に教育を受けた取締役、執行役員、その他権限を委ねられた者が務めることで、個別対応においてもインサイダー情報の流出の無いよう管理しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
伊藤忠商事株式会社	9,475,300	35.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,253,800	8.30
株式会社三井住友銀行	986,980	3.60
住友生命保険相互会社	931,200	3.40
大建工業取引先持株会	824,600	3.10
大建工業従業員持株会	729,539	2.70
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	614,400	2.30
日本生命保険相互会社	545,669	2.00
農林中央金庫	463,667	1.70
株式会社ジューテック	376,390	1.40

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

1. 大株主の状況は、2022年3月31日時点の内容です。
2. 当社は、自己株式を1,022,456株所有しておりますが、上記大株主の状況からは除外しております。
3. 発行済株式数(自己株式除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	3 月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特にありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
石﨑　信吾	他の会社の出身者											
浅見　裕子	学者											
向原　潔	他の会社の出身者					△						

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

石﨑　信吾	○	○	SI.Management株式会社代表取締役社長 朝日放送グループホールディングス株式会社　顧問	石﨑信吾氏は、長年にわたり証券会社の投資銀行業務に携わっており、その経験を通じて培った金融に関する豊富な知見を有しております。当該知見を活かして特に財務会計について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等を行っていただくことは、当社のさらなるガバナンス強化に寄与するものと判断しております。同氏は、当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係について、当社の一般株主との利益相反を生じるおそれがなく、当社が定める「独立性判断基準」を満たしております。
浅見　裕子	○	○	学習院大学大学院経営学研究科委員長・教授 学習院大学経済学部教授 国立大学法人茨城大学監事 金融庁公認会計士・監査審査会委員 国税庁税理士試験委員 財務会計基準機構基準諮問会議委員 日本学術振興会科学研究費委員会専門委員 金融先物取引業協会不服審査会委員 プロネクサス総合研究所ディスクロージャー基本問題委員会委員	浅見裕子氏は、学習院大学経済学部の教授であり、また、財務省、金融庁等の委員を歴任するなど、財務及び会計分野に関する十分な知見を有しております。当該知見を活かして特に企業会計について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等を行っていただくことは、当社のさらなるガバナンス強化に寄与するものと判断しております。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、同氏は、当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係について、当社の一般株主との利益相反を生じるおそれがなく、当社が定める「独立性判断基準」を満たしております。
向原　潔	○	○	向原潔氏は、当社の主要な借入先である三井住友信託銀行株式会社において、2015年3月まで取締役副会長として勤務されており、またその親会社である三井住友トラスト・ホールディングス株式会社において、同年6月まで取締役として勤務されておりました。当社は三井住友信託銀行株式会社との間に借入等の取引があり、2022年3月期末時点における当社の借入額は連結総資産額の約1%であります。	向原　潔氏は、長年にわたり金融機関の経営に携わっており、その経験を通じて培った金融及び経営に関する豊富な知見を有しております。当該知見を活かして特に企業経営について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等を行っていただくことは、当社のさらなるガバナンス強化に寄与するものと判断しております。同氏は、当社の主要な借入先である三井住友信託銀行株式会社とその親会社である三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の出身でありますが、両社の取締役を退任後7年を経過しており、その後、業務執行者の立場にないため、当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係について、当社の一般株主との利益相反を生じるおそれがなく、当社が定める「独立性判断基準」を満たしております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	5	2	2	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人（以下、「補助使用人」という。）を内部監査部門兼務で1名設置し、監査等委員会から監査業務に必要な補助の命令を受けた補助使用人は、その命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指示命令を受けないものとしています。補助使用人の異動、評価、懲戒処分等には、監査等委員会の同意を必要とします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、内部監査機能の充実を図るため、監査等委員会直轄の内部監査部門を設けております。内部監査部門は、監査等委員会の指示のもと、内部監査に関する規程に基づき定期的に内部監査を実施し、監査等委員会及び代表取締役 社長執行役員に対し、その結果を報告します。なお、監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、内部監査部門兼務で設置しております。また、会計監査人により監査等委員会へ定期的に報告が行われる体制を構築しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	ガバナンス委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	ガバナンス委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役

補足説明

当社は、取締役及び執行役員の指名・報酬等、並びに、取締役会全体の実効性向上及びガバナンス体制構築等の特に重要な事項の検討にあたり、独立役員の適切な関与・助言を得ることで、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的に、取締役会の諮問機関としてガバナンス委員会を設置し、取締役会による業務執行の監督機能を実効性のあるものとしております。
ガバナンス委員会は、独立社外取締役が過半数を占め、委員長は独立社外取締役が務めます。
＜ガバナンス委員会の構成＞
・石﨑社外取締役（委員長）
・億田取締役
・浅見社外取締役
・向原社外取締役

＜ガバナンス委員会の権限＞
ガバナンス委員会は、取締役会の諮問に応じて、以下の事項について審議のうえ、取締役会に対して助言・提言を行います。また、ガバナンス委員会は、職務執行に必要な事項に関して、取締役、執行役員及び使用人から随時報告を受ける権限を有しており、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」および「ガバナンス委員会規程」において、取締役会はガバナンス委員会の審議・勧告内容を最大限尊重する旨を定めております。
1．取締役及び執行役員の指名・報酬等に係る事項
・取締役の選任及び解任に関する株主総会議案
・執行役員の選任及び解任
・取締役及び執行役員等に関するスキル・マトリックスの作成及び開示案
・取締役及び執行役員の後継者計画
・前4項目を決議するために必要な基本方針、規則及び手続等の制定、変更、廃止
・取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員の個人別の報酬等の内容
・取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員の個人別の報酬等に係る評価方法及び報酬の算出基準等
・前2項目を決議するために必要な基本方針、規則及び手続等の制定、変更、廃止
2．取締役会全体の実効性評価及びガバナンス体制構築等に係る事項
・取締役会全体の実効性の評価
・内部統制システム構築の基本方針等のガバナンス体制に関する制度・方針等の制定・重要な変更・廃止
・関連当事者間の取引に関する手続き等の制定、変更、廃止
・株主総会決議で反対票が一定数を超えた場合の分析と対応策
・MBO、増資等の株主共同の利益を害する資本政策を検討する場合の必要性・合理性
＜2021年度の開催回数＞
7回
＜2021年度の主な審議事項＞
・取締役の選任議案について
・取締役の報酬額について
・取締役会の実効性評価方法及び評価結果について
・コーポレートガバナンス体制及び方針の見直しについて
・取締役の有するスキル等の組み合わせの開示方法について
・改訂コーポレートガバナンス・コードを踏まえた開示の内容について

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役が独立性を有すると判断する基準を以下と定めております。

[独立性判断基準]
社外取締役が独立性を有すると判断するに当たっては、当社が定める以下の要件を満たす者としております。
なお、対象期間は、以下1については現在及び期限の定めのない過去とし、2～6については現在及び過去5年間と定めております。
1．当社グループ関係者
当社、当社の子会社及び関連会社（以下「当社グループ」という。）の取締役（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）、会計参与、執行役、執行役員又は使用人（以下、併せて取締役等という。）でないこと。
2．議決権保有関係者
1）当社の10%以上の議決権を保有する株主又はその取締役等でないこと。
2）当社グループが10%以上の議決権を保有する会社の取締役等でないこと。
3．取引先関係者
1）当社グループとの間で、双方いずれかの連結売上高又は仕入高の2%以上に相当する金額の取引がある取引先の取締役等でないこと。
2）当社グループの主要な借入先（当社連結総資産の2%以上に相当する金額の借入先）である金融機関の取締役等でないこと。
3）当社グループの主幹事証券会社の取締役等でないこと。
4．専門家（弁護士、公認会計士、コンサルタント等）
1）当社グループの会計監査人である公認会計士又は監査法人の社員、パートナーもしくは従業員でないこと。
2）公認会計士・税理士・弁護士・その他コンサルタントとして、当社グループから取締役・監査役報酬以外に、年間1,000万円以上の報酬を受領している者でないこと。
5．寄付先
当社から、年間1,000万円を超える寄付等を受ける者もしくはその業務執行者でないこと。
6．その他
1）上記1～5に掲げる者（重要でない者を除く。）の2親等以内の親族でないこと。
2）当社グループとの間で、役員が相互就任している会社の取締役等でないこと。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

当社の役員報酬は、固定報酬として、職責に基づき定める「役割報酬」、業績連動報酬として、会社業績及び担当分野への功績・成果に基づき定める「業績報酬」及び「自社株報酬」で構成しております。
なお、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針、当該業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動報酬の額の決定方法などについては、下記の「取締役報酬関係」の項目を参照ください。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

1．役員報酬の内容
　役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数を開示しております。

2．監査報酬の内容
　提出会社及び提出会社の連結子会社が監査公認会計士等に対して支払った、又は支払うべき報酬について、監査証明業務に基づく報酬とそれ以外の業務に基づく報酬に区分して開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項】

（方針）
　当社の役員報酬制度は、代表取締役会が起案し、独立社外取締役が過半数を占めるガバナンス委員会の審議、勧告を経て取締役会にて決定いたします。その基本方針は、以下のとおりです。なお、役職ごとの報酬額は、職責や権限の範囲を総合的に勘案して決定いたします。
a．グループ企業理念の実践に根差した報酬制度とします。
b．長期ビジョン『ＧＰ２５』及び中期経営計画を反映する設計であると同時に、短期的な志向への偏重を抑制し、中長期的な企業価値向上を動機づける報酬制度とします。
c．報酬の水準と体系は、当社の将来を委ねるべき優秀な人財の確保に有効なものとします。
d．報酬決定の手続きは、株主・投資家や従業員をはじめとする全てのステークホルダーへの説明責任を果たせるよう、透明性・公正性・客観性を確保します。

（業績連動報酬の支給割合）
　当社の役員報酬は、固定報酬として、職責に基づき定める「役割報酬」、業績連動報酬として、会社業績及び担当分野への功績・成果に基づき定める「業績報酬」及び「自社株報酬」で構成しております。業績連動報酬の報酬に占める割合は、概ね40%程度としており、業績に応じて変動するように設計しております。

（業績連動指標及びその採用理由）
　業績連動指標は、親会社株主に帰属する当期純利益及び営業利益を採用しております。親会社株主に帰属する当期純利益及び営業利益は、中期経営計画の経営指標であり、取締役の報酬決定指標としてふさわしいものと考えております。

（業績連動報酬額の決定方法）
　業績連動報酬に占める「業績報酬」の総額と個別支給額は、取締役会にて決議した細則に定める計算式を用い算出しております。なお、算出した報酬額は、ガバナンス委員会において審議、勧告し、その結果を踏まえて決定いたします。

（非金銭報酬等の内容）
　非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として、年額30百万円以内の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、48,000株を上限とし、譲渡制限付株式の割当てを受けております。なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行または処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における、東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定しております。また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役が、上記の現物出資に同意していること及び譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給しております。

（役員の報酬等に関する株主総会の決議）
　2021年６月25日開催の当社第105回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は年額300百万円以内（ただし、使用人兼取締役の使用人分の給与を含まない。）、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額108百万円以内とすることを決議いただいております。また、同株主総会において、当該報酬とは別枠で、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額は年額30百万円以内とすることを決議いただいております。

（役員の報酬等の額又はその算定方法に関する方針の決定権限・裁量の範囲、委員会等の手続・役割・活動内容）
　役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限は取締役会が有し、取締役会の決議によりその権限を代表取締役会に委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役会が適していると判断したためであります。報酬決定に際しては、透明性・公正性・客観性を確保するため、ガバナンス委員会の審議、勧告を経て、代表取締役会にて決定しています。なお、当年度の役員報酬に関する委員会等の活動として、2022年4月25日に代表取締役会を、2022年5月9日にガバナンス委員会を開催しています。

【社外取締役のサポート体制】

・経営企画部を担当部門として、取締役会における開催案内や資料の事前配布等のサポートを行っております。
・執行常務会の審議結果の概要等の業務執行状況を定期的に報告する体制を整えております。
・社外取締役相互の連携強化のため、定期的に情報交換出来る環境を整備しております。

2．業務執行、監査･監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート･ガバナンス体制の概要）

［業務執行］
当社は、意思決定の迅速化、効率化及び健全化を図るために執行役員制度を導入（2002年6月）しております。現行経営体制は、取締役9名（内、社外取締役3名、執行役員兼務3名）、執行役員11名の総勢20名です。業務執行取締役、執行役員及び使用人はコンプライアンス経営の軸となる「グループ企業理念」及び「グループ行動指針」に則って職務を執行いたします。

［取締役会］
取締役会は、取締役9名（内、社外取締役3名）で構成しております。
取締役会は、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性･透明性を確保し、当社の重要な業務執行の決定等を行うことを、責務･役割としております。
また、取締役会は、その役割･責務を適切に果たすため、独立社外取締役が過半数を占め、当社の取締役及び執行役員の指名･報酬等、並びに、取締役会全体の実効性向上及びガバナンス体制構築等の特に重要な事項に関して、取締役会の諮問に応じて助言･提言を行う「ガバナンス委員会」を設置し、取締役会による業務執行の監督機能の実効性を更に高めております。
取締役会は、法令、定款、株主総会決議、「取締役会規則」、「グループ企業理念」及び「グループ行動指針」に従い、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事に関する意思決定等を行うとともに、当社及び子会社の業務執行の監督を行っております。

［取締役、執行役員］
業務執行取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議、「職務権限規程」、「業務分掌規程」、「決裁･権限規程」及びその他の社内規程に従い、職務を執行いたします。また、3か月に1回以上及び必要の都度、職務執行の状況を取締役会に報告し、職務の執行状況の共有を図ります。
執行役員は、ガバナンス委員会の審議を経て、取締役会で選任し、法令、定款、取締役会決議、「執行役員規程」及びその他の社内規程に従い、一定分野の業務執行に従事いたします。また、所管する分野の具体的目標と達成のための効率的な方法を定め、業務執行に当たるとともに、業務の執行状況を執行常務会等に定期的に報告し、効率的な業務執行に努めています。

［指名･報酬･ガバナンス体制の構築］
当社は、取締役及び執行役員の指名･報酬等、並びに、取締役会全体の実効性向上及びガバナンス体制構築等の特に重要な事項の検討にあたり、独立社外取締役の適切な関与･助言を得ることで、取締役会の機能の独立性･客観性と説明責任を強化することを目的に、取締役会の諮問機関として「ガバナンス委員会」を設置し、取締役会による業務執行の監督機能を実効性のあるものとしております。
ガバナンス委員会は、独立社外取締役が過半数を占め、委員長は独立社外取締役が務めます。

［監査等委員･監査等委員会］
監査等委員会は、社外取締役3名を含む5名の監査等委員で構成しております。
監査等委員会は、年間監査計画に従って監査を実施します。
監査等委員会は、法令が定める権限を行使するとともに、会計監査人及び内部監査部門と連携して「監査等委員会規則」及び「監査等委員会監査等基準」に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実行します。
また、重要な経営会議への出席や重要な書類の閲覧などを通じて監査の質の向上を図るとともに、社長執行役員との間で定期的な意見交換を行います。

［内部監査］
内部監査機能の充実を図るため、監査等委員会直轄の内部監査部門を設けており、業務全般にわたる内部監査を実施し、業務の改善について、監査等委員会及び代表取締役　社長執行役員に適時、報告と説明を行い、情報の共有化を図ります。
なお、内部監査部門において、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況について、独立的な視点で評価を行っております。

［会計監査］
仰星監査法人と監査契約を締結し、会社法監査及び金融商品取引法監査を受けております。会計監査人は、独立の第三者としての立場から財務諸表監査を実施し、当社は監査結果の報告を受けて適宜意見を交換し、改善事項の助言を受けております。
また、当社からは情報･データを提供し、迅速かつ正確な監査が実施できる環境を整備しております。

3．現状のコーポレート･ガバナンス体制を選択している理由

当社は、グループ企業理念のもと、株主をはじめとするすべてのステークホルダーにとっての企業価値の持続的な向上を目指すため、常に最良のコーポレート･ガバナンスを追求し、その充実に取り組んでおります。その中で、業務執行と監督の分離を進め、取締役である監査等委員による監督機能を強化するとともに、業務執行に関する意思決定及び業務執行のさらなる迅速化を図ることにより、コーポレート･ガバナンスの一層の充実と、中長期的な企業価値向上を実現させることを目的として、2021年6月より監査等委員会設置会社へ移行いたしました。また、あわせて以下のような仕組みを構築しており、現時点ではコーポレート･ガバナンスの実効性を高めるうえで、最も効率的な体制であると判断しております。
1）効率的な業務執行と責任体制の明確化のために、執行役員制度及び執行職制度などを導入しております。
2）経営の公正性･透明性･健全性の強化のために、独立社外取締役が過半数を占め、当社の取締役及び執行役員の指名･報酬等、並びに、取締役会全体の実効性向上及びガバナンス体制構築等の特に重要な事項に関して、取締役会の諮問に応じて助言･提言を行う「ガバナンス委員会」を設置しております。
3）監督･監査機能の強化のために、独立性の高い社外取締役を選任しております。
4）意思決定機能の強化のために、「執行常務会」を設置しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会日の25日前に当社及び東京証券取引所のウェブサイトにて開示し、また、18日前に株主様に発送いたしました。(2022年実績)
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能としております。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知及び株主総会参考書類の英訳を行い、当社WEBサイトおよび東証上場会社情報サービスに掲載しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期ごとに決算説明会を開催しています。 代表取締役社長執行役員及び担当役員が説明を行い、アナリスト及び機関投資家からの質疑応答にも対応しています。 決算説明会の模様は、当社WEBサイトにて動画配信しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	適時開示資料、有価証券報告書、決算説明資料、コーポレートガバナンスの状況、株主総会招集通知、株主通信（D.REPORT）、統合報告書、IRイベント案内、内部統制報告書などを公開しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRに関する専任部署として、IR部を設置しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は「グループ企業理念」及び「グループ行動指針」において、全てのステークホルダーの立場の尊重に関する事項を定め、広く社外に開示するとともに、社内への周知・浸透に努めております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社は創業当初から再生資源や未利用資源を活かした環境発想のモノづくりを行っており、資源循環型企業としてこれまで培ってきた独自のエコロジー技術を磨き、エコ素材を核に事業展開を図っています。 その他、様々な環境保全活動を実施しており、統合報告書等で報告するとともにホームページでも公開しています。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

会社法第399条の13第1項第1号ロ、ハの定めに従い、当社の監査等委員会の職務の執行のために必要な事項及び取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、並びに当社と当社の企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制（以下「内部統制システム」という）を、以下のとおり整備するものとしております。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（1）コーポレート・ガバナンス
a．取締役会は、法令、定款、株主総会決議、「取締役会規則」、「グループ企業理念」及び「グループ行動指針」に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
b．業務執行取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び「職務権限規程」「業務分掌規程」及び「決裁・権限規程」等の社内規程に従い、当社の業務を執行する。
c．業務執行取締役は、3か月に1回以上及び必要の都度、職務執行の状況を取締役会に報告する。
d．取締役会の監督機能を強化するとともに意思決定の透明性確保のため、社外取締役を複数名招聘する。
e．監査等委員会は、法令が定める権限を行使するとともに、会計監査人及び内部監査部門と連携して、「監査等委員会規則規則」及び「監査等委員会監査等基準」に則り、業務執行取締役の職務執行の適正性について監査を実行する。

(2) コンプライアンス
a. 取締役、執行役員及び使用人は、「グループ企業理念」及びコンプライアンスに係る事項を盛り込んだ「グループ行動指針」に則り行動するものとする。また、取締役会は、「グループ行動指針」が広く浸透し、遵守されるよう努める。
b. 「リスク＆コンプライアンスマネジメント委員会」(以下、「RCM委員会」という。)を設置し、コンプライアンスの徹底を図るため、「コンプライアンス担当部門」を設置する。
c. RCM委員会は、当社グループ全体のコンプライアンス体制を構築し、コンプライアンスを統轄管理するとともに、コンプライアンス担当部門が、具体策の推進と予防策の徹底、教育等を行う。
d. 法令上疑義のある行為等について使用人が危機管理担当役員や監査等委員に直接情報提供を行う手段として「内部通報規程」に基づいた通報窓口を設置し、コンプライアンス違反の未然防止と早期発見を行う。
(3) 財務報告の適正性確保のための体制整備
a. 「経理規程」その他の社内規程を整備するとともに、財務経理担当部門が中心となって財務報告及び会計処理の内部統制の体制整備を担い、会計基準その他関連する諸法令を遵守し財務報告の適正性を確保するための体制の充実を図る。
b. 「情報開示委員会」を設置し、情報開示の適正性を確保する。
(4) 内部監査
内部監査部門は、監査等委員会の指示のもと、内部監査に関する規程に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の妥当性につき、定期的に内部監査を実施し、監査等委員会及び代表取締役 社長執行役員に対し、その結果を報告する。なお、代表取締役 社長執行役員は、監査等委員会を通して内部監査部門に指示することができる。
また、内部監査部門は、内部監査により判明した指摘・提言事項の改善履行状況についても、フォローアップ監査を実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1) 情報の保存及び管理に関する「情報管理規程」「文書管理規程」その他の社内規程を定め、情報の適正な保存と管理を図る。
(2) 取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか、職務執行に係る重要な情報が記載された文書(電磁的記録を含む。以下同じ。)を、「情報管理規程」「文書管理規程」その他の社内規程の定めるところに従い、適切に保存し、管理する。
(3) 取締役は、いつでも前項の情報を閲覧することができる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、「RCMプログラム」を策定し、対応部門、対策本部を定める。当社グループ全体におけるリスク状況の監視及び全社的対応を適切に行うため「リスク管理規程」を定め、リスク管理体制を強化する。
(2) 取締役会で決定した危機管理担当役員を委員長とし、関係部門責任者で構成する「RCM委員会」を設置し、リスクの洗い出し・評価・対応等の管理体制を有効に機能させるため、各種規程、マニュアルを整備し、定期的に検証を実施する。
(3) 人命リスク及び経済的リスクが大きい災害については、「災害対策BCPマニュアル」を策定し、人命を最優先に地域社会復興への貢献などを含めた早期事業復興の手順を定め、安否確認から復興対策活動を展開する。
(4) 与信リスクについては、信用限度に関する社内規程の定めるところに従い、与信リスクの未然防止を図る。
(5) 投資リスクについては、「投資アセスメント委員会」等で審議し、その審議結果を踏まえて取締役会または執行常務会において審査し、投資可否を決議する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 執行役員制
a. 経営の執行と監督の役割分担を明確化し、迅速かつ効率的な職務執行を行うため、執行役員制度を採用する。
b. 職務の執行に関する重要事項及び会社運営の全般的執行方針について、多面的な検討を行うため、執行役員を構成員とする執行常務会を置く。
c. 執行役員は、独立社外取締役が過半数を占める「ガバナンス委員会」の事前審議を経て、取締役会で選任するものとし、法令、定款、取締役会決議及び「執行役員規程」その他の社内規程に従い、一定分野の業務執行に従事するものとする。
d. 執行役員は、所管する分野の具体的目標と達成のための効率的な方法を定め、業務の執行を行う。また、業務の執行状況を執行常務会等に定期的に報告し、効率的な業務執行に努める。
(2) 職務権限・責任の明確化
適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、「職務権限規程」「業務分掌規程」「決裁・権限規程」等各種社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図る。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 子会社管理体制
子会社毎に担当役員を定め、当該担当役員及び主管部門が子会社の経営管理及び経営指導に当たるとともに、各子会社には原則として取締役及び監査役を派遣して業務の適正を確保し、子会社の担当役員は、必要に応じて執行常務会等及び親会社監査等委員会に報告する。また、子会社の取締役等の適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、「決裁・権限規程」において子会社に関する事項を定め、権限及び責任の明確化を図る。
(2) コンプライアンス
各子会社に推進責任者を置き、コンプライアンス体制、リスク管理体制を構築する。コンプライアンス担当部門は子会社を含む当社グループ全体のコンプライアンス施策を横断的に推進し、管理する。
(3) 内部監査
子会社の業務活動全般についても親会社内部監査部門による内部監査の対象とする。親会社内部監査部門は、当社グループとしての内部監査体制の構築を推進するとともに、各子会社の監査役等と連携し当社グループとしての監査の質的向上に努める。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性及び当該使用人に対する指示事項の実効性の確保に関する事項
(1) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人(以下、「補助使用人」という。)を内部監査部門兼務で設置し、監査等委員会から監査業務に必要な補助の命令を受けた補助使用人は、その命令に関して、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指示命令を受けないものとする。
(2) 補助使用人の異動、評価、懲戒処分等には、監査等委員会の同意を必要とする。

7. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
(1) 監査等委員会は社外取締役3名を含む5名の監査等委員で構成し、監査等委員は執行常務会等の重要な会議に出席して取締役の職務の執行が効率的に行われることを監視する。
(2) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)または使用人及び子会社の担当役員または使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、通報窓口への通報状況及びその内容を速やかに報告する。

8．監査等委員会へ報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
　監査等委員会への報告者に対して、当該報告によって、いかなる不利な扱いも行ってはならないものとし、取締役、執行役員及び使用人は、これを遵守するものとする。

9．監査等委員会の職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
　監査等委員会の職務執行について生じる費用の前払いまたは債務の処理については、監査等委員会の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

10．その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 内部監査部門長の任命･評価･異動等については、あらかじめ監査等委員会の同意を必要とする。
(2) 内部監査部門は、監査等委員会の指示のもと内部監査計画を決定し、定期的に監査等委員会に進捗報告を行い、密接な情報交換により監査の質の向上を目指す。
(3) 監査等委員会と代表取締役 社長執行役員との間の定期的な意見交換の場を設定する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

　従業員に配布している「グループ行動指針」において、「各国、各地域の法律を遵守し、高い倫理観を持って行動します」と明記し、周知徹底を図っています。また、執行常務会において、「当社グループが締結する契約書への反社会的勢力排除条項」の導入を決定し、運用しております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

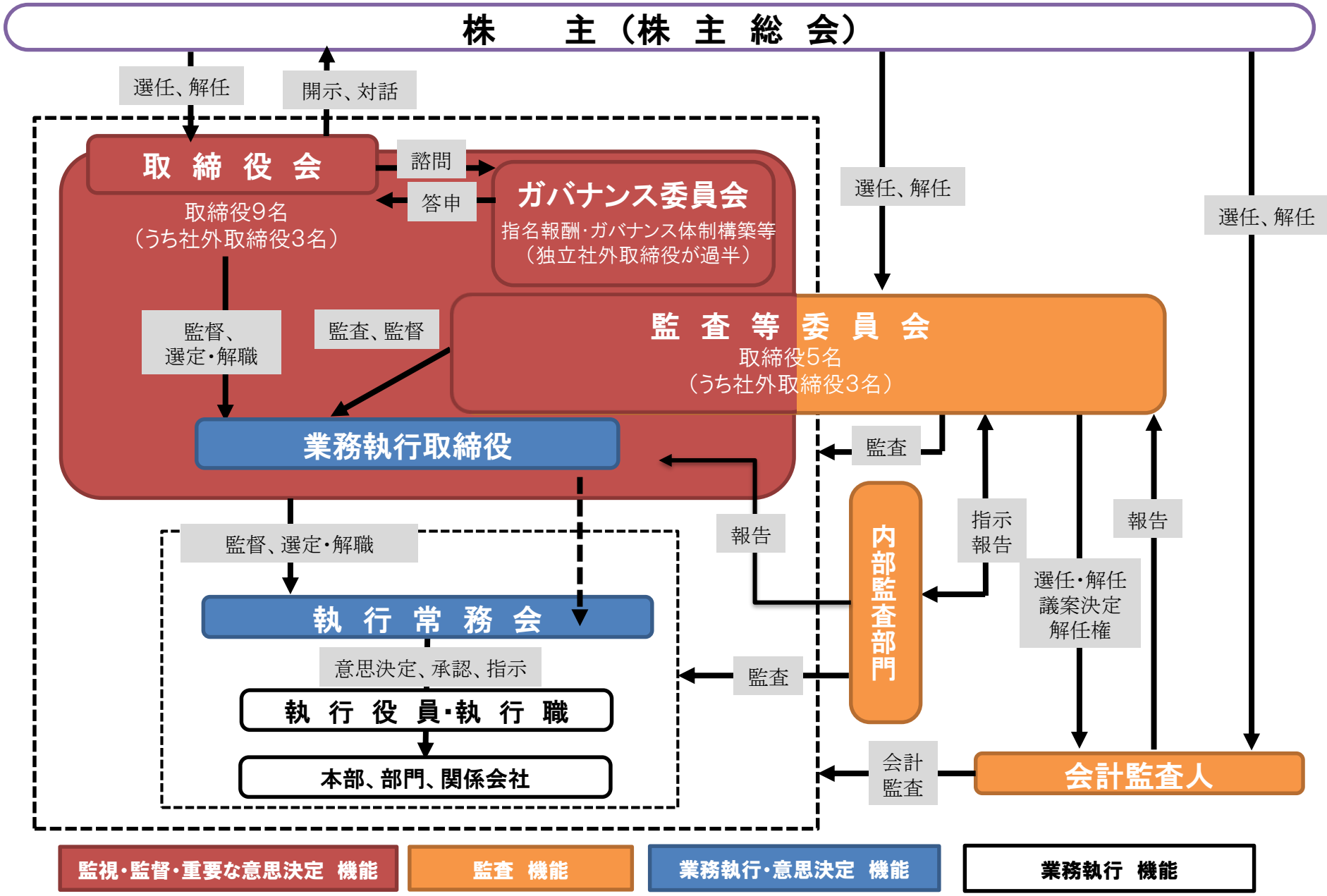
2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

[適時開示体制の概要]
1．方針
　当社は、「グループ行動指針」を定め、その中で企業情報の開示について「株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを取り、積極的かつ公正に情報開示し、企業活動の透明性を高めます」と宣言し、社内へ周知･啓蒙しております。

2．情報開示の体制
　当社では、関係諸法令及び金融商品取引所規則等により開示が求められる事項については、取締役会等による決議･決定が行われた時点、またはその発生を認識した時点で開示する仕組みとなっております。
　特に、発生したリスクに対しては、迅速かつ適確に対応できるよう、「リスク管理規程」及び「危機対応マニュアル」等を定め、重要事項等が各部門及び子会社から情報取扱責任者に速やかに情報伝達される仕組みになっております。
　重要事項については、「リスク＆コンプライアンスマネジメント委員会」等の各会議体及び経理部、経営企画部等の各担当部門が開示の必要性、内容を検討し、情報取扱責任者の指示により開示･公表することとしています。
　会社情報の管理については、「情報管理規程」及び「内部者取引の規制に関する規則」等で定め、重要な内部情報の秘密保持及び内部者取引の未然防止に努めております。

3．適時開示体制を対象としたモニタリングの整備
　当社は、監査等委員会及び内部監査部門により、独立した立場で適時開示体制が有効に整備･運用され、業務が適法に実施されるよう業務執行の監視を行い、情報開示の適正確保の維持･向上に取り組んでおります。

大建工業グループのコーポレートガバナンス体制図



＜適時開示体制の概要（模式図）＞

